

保険診療を受けられる皆様へ

保険証は退職日までしか 使用できません!!



退職した時は、必ず会社に保険証をお返しください。

退職や転勤などで保険証が切替わったときは、すぐに医療機関の窓口へ申し出てください。

ご注意!

退職後に保険証を使用された場合は、医療費(協会けんぽ負担分)を返還していただくことになります。

全国健康保険協会宮城支部

公益社団法人 宮城県医師会

社会保険診療報酬支払基金宮城支部

一般社団法人 宮城県歯科医師会

一般社団法人 宮城県薬剤師会